

第1回裁判期日
9月22日
口頭陳述実施

原告代表

放課後児童
クラブは

弁護団

子育て保障に欠かせない 市とトライは市民への約束実行を

9月22日、第1回裁判期日がもたれ、いよいよ裁判が始まりました。係属するのは「さいたま地方裁判所第4民事部」(地裁には民事で6部まであります)で、重要案件なので裁判官3人制による審理となりました。当日は、原告5人、弁護士8人が出席。他に支援の思いを込めて参加していただいた傍聴者23人で、コロナ感染規制の法廷は満席となり、裁判進行を見守りました。

ところが、残念なことに被告・春日部市側の出席はありませんでした。弁護団の説明では、今回の出席は義務づけられていないそうですが「放課後児童クラブのあり方」「市政の今後」を問う裁判であり、参加市民からは、疑問? 怒り! が寄せられていました。(詳細は裏面)

テレビの裁判ドラマとは異なり、主張に時間制限があつて、もっともつ伝えたいことはありましたが、パワーポイントを使って時間内で必要なことはしっかりと3人の裁判官に伝えることができました。裁判官も放課後児童クラブの役割り、あり方に聞き入っていたようでした。

原告代表陳述では

何よりも放課後児童クラブ事業とは何かの理解をひろげることに力を注ぎました。



働く保護者の権利と暮らしを守り、放課後の子ども達の家庭的な生活と発達を保障する放課後児童クラブ事業は、今日では欠かせない行政の課題です。厚生労働省も法整備をしたり「運営指針」を改善したり補助制度を設けるなどしています。

しかし、とてもニーズに対応できる“量”の確保はできていません。個所数は20年で2.5倍になっても、入所児童数は3倍となり、待機児童数は高止まりしたままです。改善が急がれる状況です。

保育の“質”も重大課題です

発達保障は年々複雑・高度になっています。子育て困難、家庭内暴力、育児放棄の保護者、貧困対応、障害からアレルギーまで、健全育成・発達保障は支援員・スタッフの力にかかっています。

社会事情は変化しています。今、支援員が行っている業務への理解を求めました。実際に、子ども達が登室する午後2時半頃前に、一人ひとりの状況を確認し情報共有、保育計画作成、日誌・お

便り作成、施設の安全点検、学校との調整など欠かせない仕事が山積しています。そして、子ども達が登室すれば、かかりっ切りで対応しなければなりません。土曜日や、春・夏・冬の三期休暇は朝から夜までの保育でクタクタ。自分の家庭生活への支障も出かねません。支援員の労働の実態への深い理解を求めました。

現実の放課後児童クラブ事業は「安上り」の方向で進められています

春日部市では行政が直接に事業を行うのではなく、指定管理者制度で外部事業者にも事実上すべてを任せてしまっています。

その結果、市が事業計画で必要と指示し、受託した(株)トライグループ(以下「トライ」)も約束した「常勤」の支援員93名を確保せずに「短時間」支援員で運営していることを見逃してしまっています。そして、市民がその事実を市に示すと「常勤」の定義を「1日3.5時間、週5日以上勤務する支援員」で「常勤」と変更してしまう、およそ常識では考えられないことが行われていることを調査事実によって説明しました。

最後に、睡眠時間を除けば、場合によって家庭よりも長い時間を放課後児童クラブで過ごす子ども

も達にとって、友人を「昼間の兄弟」と呼ぶほど大切な「場」が「閉じ込めておく場」であってはならず、見識と意欲あるスタッフの実践によって真に「生活と成長の場」となるように願って起こした訴訟であることへの理解を求めて締めくくりました。

弁護団陳述では

放課後児童クラブ改善の願いは裁判では法律上の問題として争われます。具体的に訴訟で求めていることは...



... 2019年度分は～春日部市長（被告）は、トライに、確保しなかった常勤支援員の費用分1944万円と遅延損害金を請求すること。 の1 = 2020年度分は～上記同様に確保しなかった常勤支援員の費用分1552万2000円と遅延損害金をトライに請求すること。 の2 = 春日部市長は、石川良三氏にトライが確保しなかった常勤支援員の費用分1944万円と遅延損害金を請求すること.....です。

少々ややこしいのですが、 の2は、勝手に「指定管理協定」を変更し、トライの返還義務を免じて春日部市民に損害をもたらしたとなれば、

「市長個人」に公人の「春日部市長」が請求する必要があるという訴訟の仕組みです。

具体的には、条例、指定管理協定書・仕様書、募集要項を示し、常勤支援員93名確保の義務があるにも関わらず毎月30名が欠員であったこと（調査月は64人のみ在籍）、すなわち協定違反であることから春日部市は前記の金額をトライに請求しなければならないことを明らかにしました。

また、「常勤」の定義も、春日部市自身が作成した文書で「週38時間45分以上の勤務する人」としていることも示し裁判所の理解を求めました。考え抜かれた訴状に傍聴者も確信を深めました。

提訴からの裁判の動き

- 6月11日 提訴し(2019年度分が「事件番号:令和3年(行ウ)第23号」、2020年度分が「令和3年(行ウ)第24号」)受付される。
- 8月 6日 「第1回口頭弁論期日呼出状及び答弁書催告状(期限9月15日)」が春日部市に通知される。
- 9月14日 被告・春日部市が「答弁書」提出... 原告請求の棄却、認否・反論は追って準備書面で行う予定を答弁してくる。訴訟告知...裁判のことが法律手続きでトライにも通知される。
- 9月22日 第1回裁判期日(第1準備書面提出;パワポ使い口頭陳述)求釈明書提出...2019年度・20年度の「必要常勤支援員算出人数」「常勤支援員確保人数」などについて裁判所から春日部市に明らかにするように要請する文書を提出。

この裁判は、「公共」のあり方、子ども達の未来にも関わる問題なのに？

Ⅰ～ 春日部市が欠席？
聞く耳を持たないの？

原告

被告

当日法廷の様子



放課後児童クラブ事業は、市民から託された「公共」が行うべき事業です。だから春日部市が実施者となっているはずで。

その事業運営のあり方について住民側が見解を述べる場なので、春日部市も出席して異論・反論があるなら聞いたうえで市としての主張をすべきだと思いませんか。

たしかに裁判制度では欠席も許されるかもしれませんが。しかし、代理人弁護士はともかく、せめて職員を傍聴させて、住民が自分の“まち”の子育て事業に何を期待しているのかぐらいは聞くのが市政のあるべき姿ではないでしょうか。

こんな「聞く耳」すらもたないところが現市政の“実像”とは情けなくなります。

学童保育の歴史と未来を守る春日部市民の会ニュース

〒344-0065 春日部市谷原1-12-2 埼玉教育会館内 春日部労連気付

電話 運動問合せ:048-763-4849 訴訟問合せ:048-866-0661 メール kadoi@ltj.co.jp

発行 2021年9月29日 NO.3

ホームページはこちら

